

# 茨城県行政組織条例（抄）

昭和 38 年 10 月 26 日  
茨城県条例第 45 号

## 第 1 章 総則

（趣旨）

**第 1 条** この条例は、知事の権限に属する事務を分掌させるための部及び局並びにそれらの分掌事務並びに条例をもつて設置すべき機関（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関のうち法律に定めがあるもの以外の附属機関を含む。）の設置、名称、位置、管轄区域等について定めるものとする。

## 第 4 章 附属機関

（設置及び担任事項）

**第 22 条** 知事（教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。以下この章（第 26 条の 2 第 1 項を除く。）において同じ。）の求めに応じ、調停、審査、審議、調査等を行うため、県に別表の左欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任事項は、それぞれ別表の右欄に掲げるとおりとする。

（委員及び臨時委員の設置）

**第 23 条** 附属機関に委員を置く。

2 臨時又は特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員及び臨時委員の任命、任期等）

**第 24 条** 委員及び臨時委員は、関係公務員、関係団体の役職員及び学識経験者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、茨城県特別職報酬等審議会の委員は、当該諮問事項に係る答申を終えたときをもつて解任されるものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 臨時委員は、当該臨時又は特別の事項の調査審議等が終了したときは、その職を失うものとする。当該附属機関の他の委員の任期が満了したときも、また同様とする。

5 前 3 項の規定にかかわらず、学識経験者以外の特定の地位又は職により選任された委員及び臨時委員は、当該地位又は職を退いたときは、その職を失うものとする。

6 委員の定数が増加したため新たに就任した委員の任期は、当該附属機関の他の委員の任期満了の日までとする。

（委員長及び副委員長）

**第 25 条** 附属機関に委員長及び副委員長各 1 人を置く。ただし、附属機関において、必要があるときは、副委員長の定数を増加することができる。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によつて定める。

3 委員長は、会務を統理し、附属機関を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 26 条** 付属機関の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員の任命又は委嘱後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長が欠けたときの会議は、知事が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の数の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決する。

(茨城県情報公開・個人情報保護審査会における合議体による審査等)

(委任)

**第 27 条** この条例に定めるもののほか、委員の定数その他必要な事項は、知事が定める。

別表(第 22 条)

2 教育委員会の付属機関

| 付属機関名      | 担任事項                                                                       |
|------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 茨城県高等学校審議会 | 次の事項を調査審議すること。<br>高等学校の編成に関する重要事項<br>産業教育の振興に関する重要事項<br>その他高等学校の教育に関する重要事項 |

# 茨城県高等学校審議会規則

昭和 62 年 4 月 30 日  
茨城県教育委員会規則第 5 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、茨城県行政組織条例(昭和 38 年茨城県条例第 45 号)第 27 条の規定に基づき、茨城県高等学校審議会(以下「審議会」という。)の委員の定数その他必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

**第 2 条** 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は 35 人以内とする。

(委員の任命等)

**第 3 条** 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 産業経済関係団体の代表者
- (2) 教育関係団体の代表者
- (3) 行政機関の職員
- (4) 学識経験者

(専門部会)

**第 4 条** 審議会は、専門的事項を調査審議するため、必要に応じ専門部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会の設置並びにその名称、担任事項及び部会委員の選出方法等は、審議会が定める。

3 部会に部会長及び副部会長各 1 人を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選によつて定める。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の会議の議長となる。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

**第 5 条** 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、知事部局及び教育庁の職員のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、委員を補佐する。

(庶務)

**第 6 条** 審議会の庶務は、教育庁学校教育部高校教育課において行う。

(委任)

**第 7 条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 茨城県高等学校編成審議会規則(昭和 37 年教育委員会規則第 8 号)及び茨城県産業教育審議会運営規則(昭和 45 年教育委員会規則第 21 号)は、廃止する。

付 則(平成 8 年教委規則第 1 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 11 年教委規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 27 年教委規則第 1 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。